

居宅介護支援契約書

様（以下、「利用者」といいます）と株式会社AQUA「居宅介護支援事業所みやぎケアプランセンター」（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的及び内容）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします
2. 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（居宅介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその使命を速やかに連絡します。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

1. 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
2. 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
3. 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
4. 居宅サービスの原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等について利用者に説明し、利用者から文書による同意を受け、居宅サービス計画を利用者に交付します。
5. その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

1. 利用者と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
2. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（居宅サービスの変更）

利用者が居宅サービス変更の希望をした場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、埼玉県国民健康団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を代行します。

第10条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけ、契約終了後2年間保存します。
2. 利用者は事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
4. 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画および実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は居宅介護支援重要事項説明書にある通りです。

第 12 条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して文書にて通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 か月間の予定期間において事由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
3. 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
4. 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、要支援 1 または要支援 2 及び非該当（自立）と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

第 13 条（秘密保持）

1. 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第 14 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第 15 条（身分証携帯義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

第 16 条（相談・苦情対応）

事業者は、相談及び苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第 17 条（善管注意義務）

事業者は、利用者により依頼された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 18 条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 19 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地の管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書を 2 通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

利用者との続柄 _____

事業者 住 所 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台 1 丁目 147 番地

事業者名 株式会社 AQUA

代表者名 代表取締役社長 宮城 由理 印

事業所 住 所 埼玉県上尾市上 1127-36

事業者名 みやぎケアプランセンター

管理者名 齋藤 愛